

平成 29 年度 定時社員総会 議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 29 年 6 月 28 日 (水)
グループ・ミーティング 午前 11 時～
定時社員総会 午後 2 時～午後 4 時 00 分
2. 場 所 岸記念体育会館 101・102 号室
3. 出席者 正会員 30 名、委任 15 名、代理出席 2 名
4. 陪 席 学識経験者理事 (5 名)
不老安正 (副会長)、及川悦郎 (専務理事)、
千葉守男 (常務理事)、佐藤和夫 (常務理事)、
野口省吾 (理事)
大江直之 (事務局長)
5. 会長挨拶 (高橋会長)
総会前のグループミーティングへ、正会員方々が多数ご参加いただき、御礼申し上げます。
当協会の生命線はオリンピックと国体であり、第 3 期実施競技選定において当協会のウィーク・ポイントが浮き彫りになった。このウィーク・ポイントは「会員数・ジュニア・女性」の 3 点である。
国体の毎年開催復帰のためには、この 3 点を改善・克服しなければならず、今後の協会基盤整備を図らねばならない。
今後も引き続き、グループ・ミーティングの機会を設けるので、各位の積極的にご協力願いたい。
6. 議事録署名人
議事録署名人として、菊本哲也 (東京)、中園功一 (鹿児島) の 2 名が選任された。

7. 3R 宣言の確認

事務局長より次の通り説明。

昨年 6 月開催の定時社員総会で承認された「3R 宣言書」を本総会の冒頭で朗読させていただく。

(3R 宣言書 朗読)

8. 報告事項

(1) グループ・ミーティングの結果報告

事務局長より次の通り説明。

本日午前 11 時より、希望者によるグループ・ミーティングを行い、次の 3 つのテーマをご協議いただいた。

- 1 会員数を増やすためには何が必要か？
- 2 女性会員を増やすためには何が必要か？
- 3 スキート種目選手を増やすために何が必要か？

各班の書記役より、ご協議いただいた内容を発表願いたい。

★A 班：書記役 片岡清司（北海道・ブロック理事）

1 と 2 は関連があるため、複合して発表する。

- ◇所持許可取得を易しくしてほしい
- ◇標的射撃と狩猟の免許を区分
- ◇日クレ会員の講習免除
- ◇所持許可の不保持者の会員登録可
- ◇Facebook などの PR
- ◇国体参加枠へ女性選手を必須充当
- ◇女性マネージャーの登用、大会の女性の専門審判員の登用

3 について

- ◇初心者講習会をスキートで受講
- ◇生涯スポーツで国体ルール（速度緩和）を採用

★B班：書記役 清水光一（広島・正会員）

1について

- ◇地方協会のみ所属会員へ日クレ入会の勧誘
- ◇インターネットや SNS で広告、本部で動画配信
- ◇見学者に紙媒体や QR コードで PR

2について

- ◇競技にファッション性を持たせる
- ◇各地方協会に女性会員入会のノルマ
- ◇アウトドア業界へ PR
- ◇大会開催中のバーベキューなどで楽しい演出
- ◇射撃場設備（トイレ・シャワー・喫茶・駐車場など）の充実

3について

- ◇大会の動画配信
 - * 動画配信の試験結果、トラップよりスキート関係者の視聴が多かった。特に、映像に迫力や力がある 8 番射台が 1 番多かった。
- ◇銃の残価設定をしてトラップやスキートの銃購入を促進
- ◇トラップのトレーニングの為にスキートをやる、又は逆の練習方法の採用

★C班：書記役 本戸歳知（埼玉・常務理事）

1について

- ◇ホームページの活用
- ◇大学・高校に対してシミュレーターで認知度 UP
- ◇ランニング・ターゲット空気銃種目と同様に、クレーも 14 歳から推薦制度により競技可能に
- ◇シミュレーターを学園祭で使い啓蒙活動
- ◇業者と友好関係を構築
- ◇射撃の面白さを PR し、初心者の意識高揚のシステム構築

2について

- ◇女子高・女子大へ PR
- ◇指導者の育成カリキュラムを作成

◇飛行速度の緩和（国内ルールの採用）

★D班：書記役 柏木孝則（三重・ブロック理事）

1～3とも総合的・経済的部分が関係

◇会費負担を緩和

◇女性会員や若年会員の減免措置

◇初心者に対する指導

◇射撃場の環境の改善（トイレ・シャワー室・駐車場・喫茶）

◇国体の都道府県選手団へ女性選手起用の必須

◇射撃のPR（映画製作、漫画、PRビデオなど）

◇芸文クラブの協力

◇ISSFルールにこだわらず速度を落とす

高橋議長より説明。

各位より寄せられた貴重な意見・提案を参考に、4年後の第4期選定で必ずや国体毎年改正への復帰を果たせるよう、理事会で引き続き継続審議していく。

正会員方々におかれては、ブロック理事を通じて今後もお意見やご提案があればお聞かせ願いたい。

（2）正会員の変更について

事務局長より説明。

3つの地方協会より正会員変更届が提出され、理事会の了承を経ている。新たに正会員となった3名が本総会へ出席されているため、各々紹介。

新正会員：茨城県 岸本 健也

奈良県 川井 正巳

滋賀県 森 秀樹

（3）平成29年度事業計画・収支予算について

事務局長より説明。

去る平成3月27日開催の平成28年度第8回理事会において、平成29

年度の事業計画及び収支予算が審議され、配布資料の通り承認された。
定款第 52 条に基づき本総会へ報告させていただく。

(* 配布資料に添って要約説明)

9. 審議事項

(1) 平成 28 年度事業報告書 (案) について

(2) 平成 28 年度収支決算書 (案) について

高橋議長より、事業報告と収支決算は表裏一体であるため、一括審議とさせていただく旨説明。

事務局長より配布資料に添って要約説明があり、本事業報告書案並びに収支決算書案については、定款第 53 条第 1 項に基づき、去る 5 月 29 日開催の平成 29 年度第 2 回理事会で承認され、理事会案として本総会へ上程されていることを補足。

質疑応答後に投票形式による採決が行われ、投票の結果、平成 28 年度事業報告書案並びに収支決算書案共に、理事会による上程案が承認された。

(投票結果：賛成 47 反対 0)

(3) 加盟団体規定の一部改正について

事務局長より説明。

現行の加盟団体規定第 4 条では、地方協会あるいは部会は、スポーツ団体として適当なる組織・規約を有さなければいけないことが明記されている。

この「規約」については、別に定めるモデル定款を基準とする旨を新たに追加表記させていただいた。

理事会において、配布資料の通りモデル定款を作成し、第 1 章 総則、第 2 章 加盟団体、第 3 章 会員、第 4 章 社員総会、第 5 章 役員等、第 6 章 理事会、第 8 章 計算、第 9 章 定款の変更、解散、清算、第 10 章 個人情報保護、第 11 章 附則の全 11 章第 47 条で構成され、基本的には日本クレ射撃協会の定款に添って作成されている。

藤沼正会員（岩手）より質問。

モデル定款の原案を読ませてもらったが、一部現行の岩手県協会の定款と違うところがある。これについては、モデル定款と違う点があっても良いのか。

高橋議長より、本部は地方協会の団体自治を認めており、また、地方協会の中には法人格を有している協会もある。今回の改正は、加盟団体規定第4条に明記されている「規則に準拠しなければならない」という点を更に言及し、この準拠の基準はモデル定款で判断されるとご理解いただきたい、と説明。

丸石常務理事より、今回のモデル定款作成にあたり重要な点は「除名」に関することであり、「除名」についてはモデル定款に添って適宜会則を直していただきたい、と補足説明。

金城邦雄（沖縄）より、会則を改正するにあたり、本部の希望する期限はあるのか、と質問。

高橋議長より、期限については特に設けず各地方協会の判断に委ねたい。誤解が無いよう再度説明するが、今ある会則を全てモデル定款に添って変更改正しろという訳ではない。本部が加盟団体に問題が生じた場合に、基準・根拠にするものが現在は曖昧であるため、今回のモデル定款を判断基準にするという主旨である、と説明。

質疑応答後に投票形式による採決が行われ、投票の結果、加盟団体規定の一部改正が承認された。

（投票結果：賛成 47 反対 0）

（4）女性理事の承認について

事務局長より次の通り説明。

昨年の IOC 臨時総会で承認された「アジェンダ 20+20」に基づき、2020

年東京オリンピックより男性・女性選手が同比率で参加することになり、今や女性の地位確立・拡充は時代の流れといっても過言ではないが、当協会の女性会員の比率は僅か 3.6%しかいない

日本体育協会による国体実施競技選定においても、女性会員の比率の低さを指摘された経緯もあり、スポーツ庁を始め、上部団体である日本体育協会や日本オリンピック委員会からも「女性理事」の起用を、兼ねてから指導要請されていた。

当協会の運営を女性の意見を反映したものに变革する必要から「女性理事」の起用を検討し、この度、ご本人の内諾を経て、芸能文化人ガンクラブ所属の夏樹陽子氏を理事候補者として推薦申し上げますので、本総会でご承認願いたい。

なお、任期については、来年度の決算総会終了までとなる。

質疑応答後に投票形式による採決が行われ、投票の結果、女性理事として夏樹陽子氏の理事就任が承認された。

(投票結果：賛成 47 反対 0)

(5) その他

◆表彰規定について

藤沼正会員（岩手）より、表彰規定に明記された功勞表彰について、「加盟団体又は加盟部会の三役（会長・副会長・正会員）を 10 年以上」が対象となっているが、三役に限らず、協会の為に尽力・貢献いただいた方がいる。そういった方を是非とも表彰したいが可能か、と質問。

高橋議長より、この度の表彰規定作成は、長きに亘り本部や地方協会・部会に尽力いただいた方を、広く表彰できるよう考えたものであるもので、可能な限り善処したい。後日詳細を事務局へ説明願いたい、と説明。

以 上